

A 3 : 訪問型サービス A

A 7 : 通所型サービス A、C の介護職員処遇改善加算について

A 2 (訪問介護相当サービス)、A 6 (通所介護相当サービス) コードは、基本報酬、加算の合計単位数に加算率 (%) をかける設定になっていますが、A 3、A 7 コードは、率やマイナスのコードの設定ができないため、**介護職員処遇改善加算は基本報酬、加算それぞれの単位数に加算率を乗じたコードを設定しています。**

例)

訪問型サービス A (9 割・有資格者) と初回加算、介護職員処遇改善加算Ⅲを算定する場合

| サービス名称   | サービスコード | 単位数 |
|--|---------|-----|
| 訪問型サービス A (9 割・有資格者)                                     | 1001    | 226 |
| 初回加算   | 1501    | 153 |
| 訪問型サービス A 処遇改善加算Ⅲ・01<br>(コード 1001 にかかる介護職員処遇改善加算Ⅲ)       | 1023    | 12  |
| 訪問型サービス A 処遇改善加算 (初回) Ⅲ・01<br>(コード 1501 にかかる介護職員処遇改善加算Ⅲ) | 1513    | 8   |

通所型サービス A・半日 (送迎なし・同一建物) (9 割) と介護職員処遇改善加算Ⅱを算定する場合

| サービス名称   | サービスコード | 単位数 |
|--|---------|-----|
| 通所型サービス A・半日 (送迎なし・同一建物)<br>(9 割)                  | 1007    | 273 |
| 通所型サービス A 処遇改善加算Ⅱ・16<br>(コード 1007 にかかる介護職員処遇改善加算Ⅱ) | 1202    | 12  |

なお、介護職員処遇改善加算は、算定を受ける年度毎に広域福祉課に届出が必要です。